パブリック・コメント手続(意見募集)

定日ごみ集積所等からのごみの持ち去りを 禁止するための、廃棄物の減量化、資源化 及び適正処理等に関する条例中の一部改正 について

意見募集期間

令和2年(2020年) 令和2年(2020年)

1月10日(金)~1月31日(金)

お問い合わせ先:資源循環部資源循環推進課

電話 046-822-8469 (直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに対する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に対する市の考え 方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

意見の提出方法

- 1 提出期間 令和2年(2020年)1月10日(金)から同年1月31日(金)まで
- 2 提出先 横須賀市資源循環部資源循環推進課一般廃棄物指導係
- 3 提出方法
 - 次のいずれかの方法で提出してください。
 - (1) 直接持ち込み
 - · 資源循環部資源循環推進課(横須賀市役所1号館4階3番窓口)
 - ・ 市政情報コーナー (横須賀市役所2号館1階34番窓口)
 - ・ 各行政センター
 - (2) 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地 資源循環部資源循環推進課

- (3) ファクス 046-823-0865 (資源循環部資源循環推進課)
- (4) 電子メール legu-le@city.yokosuka.kanagawa.jp (資源循環部資源循環推進課)

4 注意事項

- 書式は特に定めておりませんが、日本語で提出してください。
- 提出に当たっては、住所及び氏名を明記してください。市外在住の方の場合は、次の項目についても明記してください。
 - (1)(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
 - (2) (市内在学の場合) 学校名・所在地
 - (3) (本市に納税義務のある場合) 納税義務があることを証する事項
 - (4) (本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合) 利害関係があることを証する 事項

個々のご意見等には直接回答はいたしませんので、予めご了承ください。 いただいたご意見とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後に公表いたします。

廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例中の 一部改正(案)の概要

1 意見募集の趣旨

近年、定日ごみ集積所や集団資源回収集積所に排出したごみの持ち去りについて、市民から相談を受けております。

この行為は、個人情報の不正取得やプライバシーの侵害等の問題になるおそれがあるほか、行為者がごみの中から必要なものを取り出した後に不法投棄したり、持ち去ったごみを溜め込む、いわゆる「ごみ屋敷」の原因となっております。

これまでは、行為者が判明した場合は口頭指導をしておりますが、更なるごみの持ち去り対策として、条例に持ち去り行為の禁止を規定することを検討しており、パブリック・コメント手続を実施します。

2 改正案の概要

(1) 持ち去り禁止の対象とする廃棄物

定日ごみ集積所や集団資源回収集積所に出されたごみ及び資源物を全て対象 とします。

(2) 持ち去り禁止の対象となる者

ア 定日ごみ集積所 市職員及び市が委託した業者以外の者

イ 集団資源回収集積所

集団資源回収登録団体の者及びその登録団体が委託している業者以外の者

(3)禁止命令の規定追加

禁止規定に違反してごみを持ち去った場合は、持ち去りを禁止する命令を出す ことができることとします。

(4) 禁止命令に違反した者へ過料の規定追加

定日ごみ集積所または集団資源回収集積所からごみを持ち去ることを禁止する 命令を受けた者が、それに違反したときは、過料を適用することとします。

3 今後のスケジュール

・令和2年2月 条例改正案の作成

· 令和 2 年 3 月定例議会 条例改正議案提出

· 令和 2 年 7 月 1 日 施行予定